

## 福山市ヤングケアラー実態調査業務委託仕様書

この仕様書は、福山市（以下「市」という。）が委託する福山市ヤングケアラー実態調査業務（以下「本業務」という。）を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。また、事業の実施においては、福山市ヤングケアラー実態調査事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及びその他関係法令を遵守するものとする。

### 1 業務の名称

福山市ヤングケアラー実態調査業務

### 2 目的

ヤングケアラーの生活状況や支援ニーズを把握し、早期に発見するとともに、必要な支援につなげ、また支援策の推進等を含めた今後の対応に活用することを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から 2026 年（令和 8 年）10 月 31 日まで

### 4 調査の対象者

- (1) 市内在住の小学 4 年生～中学 3 年生
- (2) 市内在住のすべての高校生世代（15 歳～18 歳）

### 5 調査の方法

- (1) 4 (1)については、市内国立・県立・市立・私立小中学校及び義務教育学校を通じて依頼文を配付し、Web 回答フォームによる調査を実施する。
- (2) 4 (2)については、郵送にて依頼文を配付し、Web 回答フォームによる調査を実施する。

### 6 業務内容

受託者は、次の業務を実施するものとする。

#### (1) Web 回答フォームの作成

ア Microsoft Edge、Google Chrome 等主要なブラウザやスマートフォンの各種アプリケーションに対応した Web 回答フォームを構築し、簡易な方法で集計等ができるようにすること。

イ PC、タブレット、スマートフォン全てのデバイスでデザインの崩れなく表示され、回答が可能であること。また、レスポンシブ Web デザイン等を採用し、モバイル端末からのアクセス時においても、利用者にとって快適に閲覧できる Web デザインの設計を行うこと。

ウ 回答者が選んだ選択肢によって、次質問以降の特定の質問のスキップができること。

エ 必須チェック、最大文字数のチェックなど、必要な入力チェックが行われること。

オ 回答の途中で画面を切り替えた場合等に、回答を再開できる仕組みとするとともに、1 人の回答者が複数回の回答を防ぐ手法を講じること。

カ アンケート画面に遷移する前に、本調査に関する説明文を表示すること。なお、説明文

の内容については市と協議のうえ作成すること。

キ アクセスが集中しても処理可能な手法を講じること。

ク 外部からの不正アクセス等によって個人情報漏洩しないよう、情報セキュリティに関して万全の対策を講じること。

ケ アンケートで入力された個人情報は暗号化された状態でデータベースに保存されること。

コ アンケートの回答結果が保存されるデータベース及びサーバーは国内に配置すること。

サ 動作確認テストについて、受託者側でのテストの実施・報告及び市でのテスト（市担当職員による動作確認）における支援を行い、権限設定状況等の確認を十分に行うこと。

シ 成果品の納品後、本調査に係るデータを消去し、消去したことを証明する資料を市に提出すること。

## (2) 対象者宛依頼文の印刷及び郵送

ア 市が作成した文面を基に、Web 回答フォームの 2 次元コードを付した対象者宛依頼文を作成する。

イ 市内の国立・県立・私立小中学校に対し、依頼文を郵送する。対象校については、市が指示する。

ウ 市内在住のすべての高校生世代（15 歳～18 歳）に対し、依頼文を郵送する。対象者については、市が指示する。

## (3) 調査結果の集計分析

ア Web 回答フォームの回答内容を集計し、分析を行う。設問毎の単純集計の他、市の指示に基づき必要なクロス集計を行うこと。

イ 集計結果を取りまとめ、市の指示に基づき必要な表及びグラフを作成すること。

ウ 集計結果の取りまとめにおいて、専門的または特殊な法律・技術用語を用いる場合は、用語解説または注釈を付記すること。

## (4) その他

ア アンケート内容や回答フォームについて、市民からの問い合わせに対応すること。回答が困難と判断した場合には市の指示を受けること。

## 7 業務スケジュール

本業務に係るスケジュールについては概ね次のとおりとするが、詳細な日程は協議のうえ決定するものとする。

(1) 2026 年（令和 8 年）7 月 契約締結

(2) 2026 年（令和 8 年）9 月上旬 アンケート調査実施

(3) 2026 年（令和 8 年）9 月下旬 アンケート結果の回収・データの整理

(4) 2026 年（令和 8 年）10 月末 成果品の納品

## 8 成果品

受託者は、成果品として電子データ一式（USB メモリに格納）を提出する。

(1) 調査に使用した依頼文（Word・PDF）

(2) Web 回答フォームのデータ（PDF）

(3) Web 回答フォームの回答内容を取りまとめたデータ（Excel）

(4) 単純集計、クロス集計（Excel）

(5) 業務経過を取りまとめた報告書 (Word・PDF) (報告内容については別途協議)

## 9 個人情報の保護

本業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守するとともに、本業務に係るデータ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分留意し、委託者の指示に従うこと。また、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等に関する防止策を講じること。

## 10 所有権及び知的財産権

本業務の履行における作成物の所有権は、全て市のものとする。また、本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他の知的財産権を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任及び費用負担を負うものとする。ただし、市がその方法を指定した場合は、この限りではない。

### 11 再委託の禁止

受注者は、委託業務の全部または一部を、発注者の書面による事前の承諾なく、第三者に委託（再委託）することはできない。

### 12 業務の適正な実施における留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、業務の目的を十分に理解したうえで、必要な人員の配置や環境の整備等を行い、適切に実施すること。
- (2) 受託者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は委託契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。
- (3) 市は、本業務の報告書等の成果品の一部または全部をホームページ等に掲載することができるものとする。受託者は、このことを了承のうえ、成果品が公開されることを考慮して各種資料を作成する。
- (4) 本仕様の一部又は全部に変更等があった場合には、仕様変更部分や影響範囲について市と受託者間で協議し、必要に応じて再度の見積もりを行うこととする。
- (5) その他本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と市が協議のうえ、決定することとする。